

KOMORO AGRI SHIFT ロゴマーク利用許諾要領

平成 29 年 7 月 4 日制定

(趣旨)

第 1 イマの小諸らしさを磨き、コレカラの小諸らしさを創るために、「つくる農からつなぐ農へ」を掲げて KOMORO AGRI SHIFT プロジェクトを進めていきます。元気な土づくりを通じて「元気な生命をつなぐ」、採れたて料理を通じて「農家の想いをつなぐ」、癒しの農体験を通じて「農の持つ力をつなぐ」という 3 つのアクションに取り組めます。この要領は、小諸市が商標登録した KOMORO AGRI SHIFT ロゴマーク（以下「マーク」という。）の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものです。

(マークの目的)

第 2 このマークは、認証マークではなく、取り組み趣旨に賛同いただいた事業者の方に利用いただくことを目的としています。

(2) このマークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

(図柄等)

第 3 マークのデザイン及び色は、別に定めるロゴ使用規定書のとおりとします。

(2) 展開例のように使用する場合を除き、マークを改変して使用することはできません。

(利用許諾の申請及び許諾)

第 4 マークの利用を希望する者は、様式 1 により、市長宛てに利用許諾の申請をしてください。

(2) 市長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請についてのみマークの利用を許諾し、様式 2 を申請者に対して交付します。

(3) 政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からのマークの利用許諾申請は、受け付けません。

(マークの表示条件)

第 5 利用許諾を受けた者は、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺、WEB ページ等にマークを表示することができます。

(マークの利用料)

第 6 マークの利用料は、無料とします。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 4 日から施行します。